各 戸

～新型コロナワクチン接種のお知らせ～

新型コロナワクチン接種を希望する方は、以下のとおりお申込みください。

1 対象者・接種料金

接種対象者	接種回数	個人負担額
① 65 歳以上の方 **（接種日時点において 65 歳以上の方）**	1回	4,500 円 （必要接種回数分の助成があります）
② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害１級程度に相当する方）		
③ 生後６ヶ月～中学生	4 歳以下:3 回 5 歳以上:1 回	
④ 上記に該当しない方	1回	15,268 円 （助成はありません）

※①、②、③の方で生活保護世帯に属している方の個人負担額は無料です。

※**助成対象となるのは、①、②、③の方が『滝上町国民健康保険診療所で接種を受ける場合』**としておりますが、やむを得ない理由（入院・施設入所・主治医による接種が必要）により、町内での接種が困難な場合については、助成の対象となる場合がございます。必ず、接種を受ける前に健康推進係へご相談ください。

2 お申込みについて

〇申込方法：下記の申込書 または 電話によりお申込ください。

〇申 込 先：滝上町保健福祉課健康推進係（電話 29-2111 内線244）

〇申込締切：令和７年 12 月 19 日（金）まで

3 実施期間　令和７年 12 月上旬～令和８年３月下旬

4 接 種 株　オミクロン株 LP.8.1（ファイザー社製）

5 接種場所　滝上町国民健康保険診療所

※アレルギー反応への対応を考慮し、2歳以下の方及び3歳以上11歳以下の方で基礎疾患がある小児は、町外医療機関（かかりつけの小児科等）で接種をお受けください。
接種費用の助成については、医療機関で接種料金全額をお支払いの後、役場で申請の手続きをしてください。

厚生労働省 新型コロナワクチンについて

厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A

QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です

新型コロナワクチン接種の詳細については、厚生労働省ホームページでもご確認いただけます。

人いきいき 胸わくわく 童話村 たきのうえ

きりとりせん

新型コロナワクチン接種申込書

住所	氏名	生年月日	年齢	電話番号

裏面もご覧ください

6 予防接種を受けることができない方

〇接種当日、明らかな発熱(通常は 37.5℃以上)を呈している方
〇重篤な急性疾患にかかっている方
〇新型コロナワクチンの成分に対し、重度の過敏症の既往歴のある方
〇上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方(医師の診察により判断されます)

7 新型コロナワクチンの効果

〇新型コロナワクチンは、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究において、新型コロナ感染症による入院などの重症化を予防する効果が報告されています。
〇2024/25 シーズン(令和6年度秋冬の接種)で用いられた JN.1 系統対応ワクチンの効果として、新型コロナ感染症による入院を約45～70%程度予防した等の報告が国内外でなされています。

8 副反応について

【生じる可能性のある重い副反応】
□ ショック、アナフィラキシー　□心筋炎、心膜炎
※ 頻度不明

【生じる可能性のある上記以外の副反応】
□ 注射した部位の痛み、腫れ、発赤・紅斑　□ 頭痛　□ 下痢
□ 筋肉痛・関節痛　□リンパの腫れ　□ 疲労、寒気、発熱
※ これらの症状は接種を受けた方の 5%以上にあらわれたものです。
注射した部位の痛みの多くは接種当日にあらわれ、持続期間は約 2 日でした。
その他の症状の多くは接種翌日にあらわれ、持続期間は約 1 日でした。
これらの症状は、通常、数日以内に治まります。

9 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。
新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、救済制度(医療費・障害年金等の給付)の対象となります。予防接種法に基づく定期接種と、予防接種法に基づかない任意接種では、救済制度が異なりますので、ご留意ください。

	定期接種(65 歳以上)	任意接種(64 歳以下)
予防接種法での規程	あり	なし
副反応が起こった場合	予防接種法に基づく対応	医薬品医療機器総合機構(PMDA)の 医薬品副作用被害救済制度による対応
お問い合わせ先	滝上町保健福祉課健康推進係	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)救済制度相談窓口 電話番号:0120-149-931 受付時間:午前 9:00～午後 5:00 月～金(祝日・年末年始をのぞく)

◆新型コロナワクチン接種に関するお問い合わせ先◆
滝上町保健福祉課健康推進係
電話 29-2111(内線 244)